

令和8年度

# 国分寺市 木造住宅 耐震化 支援事業のご案内



## 【対象住宅】 (アパート含む)

**A.昭和 56 年 5 月以前に建築された市内の木造住宅**  
(1981 年)

**B.昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに在来軸組工法により建築された**  
(2000 年)

※新築の工事に着手したもの

**市内の木造住宅** (3 階建て以上や枠組壁工法 (2×4 工法) 等は除く)

※鉄骨等との混構造やスキップフロア等、特殊な構造の住宅は、耐震診断ができない場合があります。診断ができない住宅は、この事業の対象となりません。

## ①耐震診断(無料) 詳しくは P2

- 内 容 : ●市に登録された耐震診断士が、住宅の耐震性を診断  
●診断結果をもとに耐震化のための提案 (改修工事案や費用についてなど)
- 申請方法 : 「耐震診断士派遣申請書」※1 に必要書類を添えて提出
- 申請期間 : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 9 年 1 月 29 日 (金) ※2

## ②耐震改修・除却工事費用の助成 詳しくは P3

- 対 象 : ①の耐震診断を受け、耐震性に欠けると診断※3 された住宅 他要件有
- 内 容 : 耐震改修や除却 (取壊し) 工事費用の一部助成
- 助成率および助成金上限額

工事区分	対象住宅	助成率	限度額
耐震改修 (耐震性向上) ※4	A、B とも	工事費用(税込)の ※5 8/10	100 万円
除却 (取壊しのみ)	A のみ	工事費用(税込)の ※5、※6 1/3	70 万円
建替えに伴う除却	A のみ	建替え工事のうち 除却工事費用(税込)の ※5、※6 8/10	70 万円

- 申請方法 : 「耐震改修等助成金交付申請書」※1 に必要書類を添えて提出
- 申請期間 : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 9 年 1 月 29 日 (金) ※2

※1.申請書は都市づくり課窓口または市 HP にて配布 ※2.予算の上限に達した際は、予定より早く終了する場合あり

※3.上部構造評点 1.0 未満(詳しくは P4 を参照) ※4.売却や賃貸を目的とした改修は助成対象とならない(共同住宅を除く) ※5.助成対象の工事費用は、39,900 円/m<sup>2</sup>を上限とする ※6.フェンス等の工作物撤去や残置物の処分等は除く

## 【耐震診断の流れ】

1. 申請書の提出 (令和9年1月29日まで)  
「耐震診断士派遣申請書」に必要書類を添えて提出

必要書類 … ●所有者と建築年がわかるもの (以下例)

- ・固定資産評価証明書 (家屋)
- ・建物登記事項証明書
- ・建築確認済証 など

市役所課税課にて取得可能  
(300円)  
\*印鑑、本人確認書類が必要

●共有名義の場合

- ・同意書
- ・共有者の名前がわかるもの (建物登記事項証明書 など)

2. 市から「耐震診断士派遣決定通知書」を申請者へ送付

3. 耐震診断士から申請者に日時等調整の連絡

4. 耐震診断の実施

- ・耐震診断士が事前に調整した日時に訪問し、建物を調査
  - \*所要時間は2～4時間程度
  - \*調査のため家の中に入るので、立会いが必要

2～3週間程度 ※建物の状況等により異なります

5. 耐震診断結果の報告

- ・耐震診断士が再度訪問
- ・耐震診断結果報告書のお渡し
- ・診断結果の説明と耐震改修に関するアドバイスの実施

6. 耐震診断結果を確認

- ・結果報告書の中の「上部構造評点<sup>※7</sup>」を確認
- ・上部構造評点が1.0未満であれば助成金の対象住宅です

※7.「上部構造評点」について詳しくは、P4をご参照ください

## 【耐震改修等助成金交付の流れ】

### 1. 申請書の提出 (令和9年1月29日まで)

「耐震改修等助成金交付申請書」に必要書類を添えて提出

### 2. 市から「助成金交付決定通知書」を申請者へ送付

注) 工事施工者等との契約は、必ずこの通知後に行ってください。  
通知前に契約した場合、助成金の対象外となります。

※「建替えに伴う除却」の場合は、除却工事だけでなく新築工事の契約も通知後である必要があります。

### 3. 工事契約

#### ① 耐震改修

工事監理者<sup>※8</sup>との契約

工事施工者<sup>※9</sup>との契約

#### ② 除却(取壊しのみ)

工事施工者との契約

#### ③ 建替えに伴う除却

工事施工者との契約

(新築工事の契約も含む)

※8.耐震改修の場合、市が登録した耐震診断士の工事監理を受ける必要があります。  
(工事監理とは改修工事が補強設計どおりに行われているか監理すること)

※9.工事施工者の要件は特にありません。

注) 耐震改修の場合、施工内容によっては着工前に建築確認手続きが必要になる場合があります。(工事監理者、施工者にご確認ください。)

### 4. 中間検査(耐震改修のみ)

市の担当者が工事中の建物を訪問し、中間検査を実施

### 5. 完了報告書の提出

(\* 最終提出期限は令和9年3月9日)

「耐震改修等完了報告書」に必要書類を添えて提出

注) 申請から工事完了まで  
(建替えの場合は新築工事完了まで)を令和8年4月から令和9年3月9日までに行う必要があります。

### 6. 市から「助成金交付確定通知書」を申請者へ送付

### 7. 「請求書」及び「支払金口座振替依頼書」の提出

### 8. 助成金交付

## 【その他】

### ◇上部構造評点について

耐震診断の結果では、上部構造評点が示されます。“上部構造”とは、壁や柱等の家の構造物を意味します。各階・各方向について必要耐力に対する建物が保有する耐力の割合を算出し、算出結果の内、最小値を上部構造評点とします。

診断結果で示される上部構造評点の判定については、下記の表をご参照ください。

#### 【診断結果の判定】

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



耐震改修が必要



### ◇税の優遇措置について（耐震改修のみ）

一定期間内に要件を満たす耐震改修を行った際、税の優遇を受けられる場合があります。

#### ■固定資産税の減額（詳しくは市役所 課税課 固定資産税係へ）

工事完了後3か月以内に課税課へ申告することで、住宅1戸あたり120㎡相当分の家屋に係る固定資産税額の最大1/2を減額する措置を受けられる場合があります。（1年度分）

※昭和57年1月1日以前に建築された住宅が対象

#### ■所得税の控除（詳しくは管轄の税務署へ）

確定申告（耐震改修工事が完了した翌年の1月以降）で税控除を受けられる場合があります。

※昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象

税の優遇を受ける場合は、市が交付する証明書が必要となります。「住宅耐震改修証明申請書」を都市づくり課にご提出ください。

国分寺市 都市企画部 都市づくり課 住宅対策担当

電話 042-312-8667

メール [machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp)

H P 詳細につきましては、市HPで「耐震」と検索してください。

※ 右上の二次元コードからもご覧いただけます。

